平成２５年（フ）第１１４号
茨城県水戸市堀町2277番地の68　パステルＭ２・303号、前住所茨城県水戸市堀町1018番地の１　サンクレイドル水戸堀町ウィンフォート206号
債務者　大瀬　涼子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３４号
茨城県小美玉市竹原下郷102番地43
債務者　正木鍾榮こと　朴　　鍾榮
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３５号
茨城県水戸市城南２丁目14番31―108号　Ｍシティマンション、旧住所茨城県ひたちなか市大字稲田397番地11
債務者　海老沢千佳
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
群馬県伊勢崎市連取町1306番地
債務者　坂本　憲一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
群馬県伊勢崎市国定町２丁目1867番地６　竹沢三郎アパート６
債務者　相澤　勇樹
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９６号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目24番地12　メゾンモテギⅡ７
債務者　藤原英治こと　フジハラ　マルコスエイジ（ＦＵＪＩＨＡＲＡ　ＭＡＲＣＯＳ　ＥＩＪＩ）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９８号
群馬県前橋市元総社町2151番地
債務者　眞下　　浩
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９９号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1557番地２
債務者　笹澤　栄子（旧姓原島）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
群馬県伊勢崎市喜多町159番地４
債務者　松本　智美（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９９号
千葉市若葉区加曽利町944番地50
債務者　清田　弘子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２号
千葉県船橋市印内２丁目９番77号
債務者　高橋　洋惠
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６０号
千葉県市原市山木688番地５
債務者　日置　　毅
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９８号
神奈川県厚木市温水2257番地16、前住所神奈川県厚木市下川入324番地５
債務者　佐藤　芳美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１号
滋賀県彦根市後三条町610番地６
債務者　山田多江子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２７３号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番地　勧修寺第二市営住宅２棟204号
債務者　金治　正人
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２８７号
京都市右京区嵯峨明星町１番地27
債務者　足立製材所こと　足立　正夫
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
京都市右京区嵯峨明星町１番地27
債務者　足立　憲子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係